

第三次総合計画及び総合戦略策定
業務委託プロポーザル実施要領

令和7年4月
葛城市 企画部 企画政策課

第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託公募型プロポーザル 実施要領

第1. 業務概要

(1) 業務名

第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本業務は、本市の市政運営の指針となる葛城市第二次総合計画（以下、「現行計画」）が令和8年度末をもって計画期間が終了することから、葛城市第三次総合計画（以下、「総合計画」）を策定する。

また、「第二期葛城市総合戦略（以下、「現行戦略」）についても、令和8年度末をもって計画期間が終了することから、第三期葛城市総合戦略（以下、「総合戦略」）を策定する。策定にあたっては、総合計画と総合戦略の一体的な推進を図ることとする。

については、上記業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定の支援を実施できる事業者の本策定業務の支援を委託するものである。

(3) 業務の内容

別紙1「第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月19日

（令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業）

なお、令和8年度予算は債務負担行為を設定しております。

(5) 提案限度額

令和7年度 11,046 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

令和8年度 16,709 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

合計 27,755 千円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

なお、各年度毎に上限額を超えた提案は無効とする。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

① 令和7年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。

ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照す

ること。

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 国又は地方公共団体が過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日)に発注した総合計画または総合戦略策定支援業務委託について、元請(共同企業体の構成員である場合を含む。)として受注した実績があること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

(1) 参加資格①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書の提出時に提出すること。

追加資料一覧	
1	【様式5】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」
5	納税関係書類

	<p>すべての税目について滞納がない旨の証明書</p> <p>A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>C：県外業者 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>※提出日前3か月以内発行のもの</p> <p>※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。</p> <p>※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。</p> <p>※国税は、所管税務署発行の納税証明書（様式その3の2[「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」]又はその3の3[「法人税」及び「消費税及び地方消費税」])を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）</p>
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの
7	【様式7】同意書兼誓約書

※A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和7年4月1日(火)
参加申込書提出期限	令和7年4月28日(月)正午
募集要領等に関する質問締切	令和7年4月28日(月)正午
募集要領等に関する質問回答	令和7年5月1日(木)以降随時
企画提案書提出締切	令和7年5月9日(金)正午
一次審査(書面審査)	令和7年5月14日(水)
一次審査結果通知	令和7年5月16日(金)予定
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年5月23日(金)
最終審査結果通知	令和7年5月28日(水)予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和7年4月28日(月)正午まで

※郵送の場合は、令和7年4月28日(月)必着とする。

② 提出場所

葛城市 企画部 企画政策課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 参加申込提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

- (ア)【様式1】参加申込書
- (イ)【様式2】参加資格に関する申立書
- (ウ)【様式3】受注実績調書(参加要件及び実績審査)
- (エ)【様式4】会社概要書
- (オ)【様式5】業務実施体制表

⑤ 参加辞退

参加申込以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を企画政策課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式6】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和7年4月28日(月)正午まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 企画部 企画政策課

電子メール:kikaku@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-5016

なお、件名は「第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和7年5月1日(木)以降随時行う。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は(7)の記載に基づき、見積書は(8)の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和7年5月9日(金)正午まで

② 提出先

葛城市 企画部 企画政策課

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4)参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛

先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

企画提案書(正)<任意の様式>	1部
企画提案書(副)<任意の様式>	10部
電子媒体(CD-R または DVD-R)	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書(任意様式)	1部

(7) 企画提案書の作成

- ① 企画提案書表紙(任意様式)
- ② 事業実施スケジュール(任意様式)
- ③ 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。また、本計画を策定する上で、市にとって有意義と思われる独自提案があれば提案すること。

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は補足資料(最大4枚)を含め20枚(企画提案書表紙及びスケジュールを除く。)までとすること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

また、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

(8) 見積書作成要領

見積書は仕様書に基づき、歩掛等を積み上げた合計金額(消費税及び地方消費税を含む)を記載し、別途、令和7・8年度の各年度別に積算書(任意様式)を作成し添付すること。

(9) 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

① 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和7年5月16日(金)(予定)に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

② 最終審査結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和7年5月28日(水) 予定に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(10) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(11) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費

は、全て提案者の負担とする。

- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び担当者】

葛城市 企画部 企画政策課 担当 辰巳・竹内
〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地
(TEL) 0745-44-5016
(FAX) 0745-69-7452
(Mail) kikaku@city.katsuragi.lg.jp